

厚生労働大臣所管の医療法人について

医療法人の所管は、その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の所在する区域により異なる。

医療法人が病院、診療所及び介護老人保健施設を1都道府県の区域内においてのみ開設している場合には、その区域の都道府県知事の所管となる。医療法人が複数の都道府県の区域にまたがって病院、診療所、介護老人保健施設を開設している場合には厚生労働大臣の所管となる。(医療法第68条の2第1項)

①

都道府県知事所管の医療法人が他の都道府県に病院、診療所、介護老人保健施設を開設するために、定款（寄附行為）を変更し認可された場合。

②

医療法人を設立しようとする際に、開設する病院、診療所、介護老人保健施設が2つ以上の都道府県にまたがっている場合で、設立認可された場合。

③

医療法人が合併し、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設が2つ以上の都道府県にまたがっている場合で、合併認可された場合。